

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則</p>	<p>第一章 総則</p>
<p>1-3 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「規則」という。）第1条第3項に規定する公正かつ適正な手続の下に作成び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合は、次に掲げる手続によるものとする。</p> <p>(1) 当該企業会計の基準を定めるに当たっては、内容が明確なものであるとして企業会計の基準案が予め広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、一般に公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び公表が行われたものかどうかを確認するものとする。</p> <p>(2) 当該企業会計の基準を定める場合は、当該企業会計の基準の公表が行われた日の翌日から180日以内（金融庁長官が当該手続を行うために必要と認め、延長する場合は、当該延長する期間を含む。）を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>1-3-1 規則第1条第3項第1号に掲げる要件の充足を検討する場合は、次に掲げる要件を満たすかどうか確認する必要がある。</p> <p>(1) 団体の理事及び監事の選任機関並びに団体の重要事項の諮問機関として、団体の理事又は監事を兼職しない評議員（やむを得ない理由により、一時的に兼職する場合を除く。）によって構成された評議員会が設置されていること。</p> <p>(2) 団体の業務に照らし、(1)の評議員会の構成員の過半数は、公認会計士（過去2年以内に公認会計士であった者を含む。）以外の者であること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>1-3-3 規則第1条第3項第3号に規定する要件については、個々の企業会計の基準に係る作成能力ではなく、総体として必要とされる企業会計の基準に係る作成能力を有しているか否かによることに留意する必要がある。したがって、個別の企業会計の基準の作成能力を有していないことのみをもって当該要件に適合しないと判断してはならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>1の2-1 規則第1条の2第1号ニ(3)に規定する「資本金の額」を本邦通貨に換算するときは、次の(1)又は(2)の区分に応じ、(1)又は(2)に定める金額によるものとする。</p> <p>(1) 連結子会社の株式取得時における資本金に属する金額 当該株式取得時の為替相場による円換算額</p> <p>(2) 連結子会社の株式取得後に資本金の額に変動が生じた場合における資本金に属する当該変動の額 資本金の変動時の為替相場による円換算額</p>	<p>(新設)</p>

<p>8-11-2 規則第8条第11項第2号にいう先物取引に類似する取引については、通常差金決済により取引されるものに留意する。</p>	<p>8-11-2 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「規則」という。）第8条第11項第2号にいう先物取引に類似する取引については、通常差金決済により取引されるものに留意する。</p>
<p>第八章 (略)</p>	<p>第七章 (略)</p>
<p>130 規則第130条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の財務書類として当該会社が奔放に置ける会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと仮定した場合の財務諸表と比較した相違を金額により記載することができる場合には、当該金額による相違も記載するものとする。</p>	<p>128 規則第128条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の財務書類として当該会社が奔放に置ける会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと仮定した場合の財務諸表と比較した相違を金額により記載することができる場合には、当該金額による相違も記載するものとする。</p>
<p>131-2 規則第131条第2項の規定については、次の点に留意する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 注記の内容に関しては、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載するものとする。なお、この注記は、規則第130条に規定する注記と併せて記載することができる。</p>	<p>129-2 規則第129条第2項の規定については、次の点に留意する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 注記の内容に関しては、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載するものとする。なお、この注記は、規則第128条に規定する注記と併せて記載することができる。</p>
<p>132 規則第132条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。</p>	<p>130 規則第130条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。</p>

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則</p>	<p>第一章 総則</p>
<p>1-3 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）1-3の取扱いは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「規則」という。）第1条第3項に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合の留意点について適用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>1-3-1 財務諸表等規則ガイドライン1-3-1の取扱いは、規則第1条第3項第1号に規定する要件の充足を検討する場合の留意点について適用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>1-3-3 財務諸表等規則ガイドライン1-3-3の取扱いは、規則第1条第3項第3号に規定する要件の充足を検討する場合の留意点について適用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>1の2-1 財務諸表等規則ガイドライン1の2-1の取扱いは、規則第1条の2第1号ニ(3)に規定する「資本金の額」を本邦通貨に換算する場合の留意点について適用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2-15 財務諸表等規則ガイドライン8-11-2及び8-14の取扱いは、規則第2条第15号に規定するデリバティブ取引について適用する。</p>	<p>2-15 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8-11-2及び8-14の取扱いは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「規則」という。）第2条第15号に規定するデリバティブ取引について適用する。</p>
<p>第七章 企業会計の基準の特例</p>	<p>(新設)</p>
<p>93 規則第93条に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合、次に掲げる手続によるものとする。</p> <p>(1) 当該企業会計の基準を定めるに当たっては、内容が明確なものであるとして企業会計の基準案が予め広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び公表が行われたものかどうかを確認するものとする。</p> <p>(2) 当該企業会計の基準を定める場合は、当該企業会計の基準の公表が行われた日の翌日から1年以内（金融庁長官が当該手続を行うために必要と認め</p>	<p>(新設)</p>

て延長する場合は、当該延長する期間を含む。) に行うものとする。

94-3 規則第94条第3号に規定する「前各章の規定によつて作成した場合との主要な相違点」については、抽象的、定性的に相違点を記載するのではなく、具体的な数値により定量的に相違点を記載する必要があり、ことに留意する。

(新設)

○ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p><u>第七章</u> (略)</p> <p><u>77</u> 規則第77条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の中間財務書類と当該会社が本邦における中間財務諸表作成のための会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと仮定した場合の中間財務諸表とを比較した相違を金額により記載することができる場合には、当該金額による相違を併せて記載するものとする。</p>	<p><u>第五章</u> (略)</p> <p><u>75</u> 規則第75条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の中間財務書類と当該会社が本邦における中間財務諸表作成のための会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと仮定した場合の中間財務諸表とを比較した相違を金額により記載することができる場合には、当該金額による相違を併せて記載するものとする。</p>
<p><u>78-2</u> 規則第78条第2項に規定する本邦における表示方法と異なるものがある場合とは、本邦における投資者が、当該本邦外地域における用語、様式及び作成方法によって作成された中間財務書類の内容を十分に理解することが困難であり又は誤解を生ずるおそれのある場合であって、おおむね次に該当するような場合をいうものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>また、規則第78条第2項に規定する注記は、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載するものとする。なお、当該注記は、規則第77条に規定する注記と併せて記載することができる。</p>	<p><u>76-2</u> 規則第76条第2項に規定する本邦における表示方法と異なるものがある場合とは、本邦における投資者が、当該本邦外地域における用語、様式及び作成方法によって作成された中間財務書類の内容を十分に理解することが困難であり又は誤解を生ずるおそれのある場合であって、おおむね次に該当するような場合をいうものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>また、規則第76条第2項に規定する注記は、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載するものとする。なお、当該注記は、規則第75条に規定する注記と併せて記載することができる。</p>
<p><u>79</u> 規則第79条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。</p>	<p><u>77</u> 規則第77条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。</p>

○ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>第六章 <u>企業会計の基準の特例</u></p> <p>88-3 <u>連結財務諸表規則ガイドライン94-3の取扱いは、規則第88条第3号に規定する「前各章の規定によって作成した場合との主要な相違点」について適用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

○ 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>86 規則第86条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の四半期財務書類と当該会社が本邦における四半期財務諸表作成のための会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと仮定した場合の四半期財務諸表とを比較した相違を金額により記載することができるときには、当該金額による相違を併せて記載するものとする。</p>	<p>84 規則第84条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の四半期財務書類と当該会社が本邦における四半期財務諸表作成のための会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと仮定した場合の四半期財務諸表とを比較した相違を金額により記載することができるときには、当該金額による相違を併せて記載するものとする。</p>
<p>87-2 規則第87条第2項に規定する本邦における表示方法と異なるものがある場合とは、本邦における投資者が、当該本邦外地域における用語、様式及び作成方法によって作成された四半期財務書類の内容を十分に理解することが困難であり又は誤解を生ずるおそれのある場合であって、おおむね次に該当するような場合をいうものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>また、規則第87条第2項に規定する注記は、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載するものとする。</p>	<p>85-2 規則第85条第2項に規定する本邦における表示方法と異なるものがある場合とは、本邦における投資者が、当該本邦外地域における用語、様式及び作成方法によって作成された四半期財務書類の内容を十分に理解することが困難であり又は誤解を生ずるおそれのある場合であって、おおむね次に該当するような場合をいうものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>また、規則第85条第2項に規定する注記は、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載するものとする。</p>
<p>88 規則第88条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。</p>	<p>86 規則第86条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。</p>

○ 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p><u>第六章 企業会計の基準の特例</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>94-3 連結財務諸表規則ガイドライン94-3の取扱いは、規則第94条第3号に規定する「前各章の規定によって作成した場合との主要な相違点」について適用する。</p>	<p>(新設)</p>